○活水女子大学における成績評価およびGPA制度実施規程

（目的）

第１条 本規程により、活水女子大学（以下、「本学」という。）における成績評価の基準と評価方法およびGrade Point Average（履修科目の成績平均値。以下「GPA」という。）を算出する制度を定める。その際、100点満点に標準化した素点から直接Grade Pointを算出するfunctional GPA(以下、「fGPA」という。）を導入することで成績をより厳正に評価することとする。これにより、大学教育としての水準確保を図り、GPA制度の活用による適切な修学指導を目指し、学生の学習意欲を高めることを目的とする。

（成績評価）

第２条 大学学則第15条および試験規程第４条に定める成績評価は次のとおりとする。

	評点	評定	評価基準
合　格	100～90　点	AA	到達目標を十分に達成し、きわめて優秀な成績をおさめている。
	89～80　点	A	到達目標を十分に達成している。
	79～70　点	B	基本的な目標を達成している。
	69～60　点	C	基本的な目標を最低限度達成している。
不 合 格	59点以下	F	基本的な目標を達成していない。
失格・放棄		＊	
合　格		認定	※　他大学等で履修した単位の認定

２　成績評価は上記の評価基準のほか、「AA」評価を評価対象者の0～15%程度に留めるよう努めるものとする。ただし、履修者数が1～10名程度の場合はこの限りではない。

３　学科fGPAが３学期続けて1.0未満となり、かつ総合fGPAも1.0未満となった場合は、修業年限内に所定の単位を修得することが困難であるとみなされることから「退学勧告」も含めた個人面談を実施する。

（GPAの種類と算出方法）

第３条　当該学期における履修状況および成果を示す指標としてのGPAを「学期fGPA」、在学期間全ての履修状況および成果を示す指標としてのGPAを「総合fGPA」とする。

算出方法は以下とし、算出された数値の小数点第３位以下は切り捨てるものとする。

$$\text{fGPA} = \frac{\left[\dfrac{\text{100点満点で評価したときの点数} - 50}{10} \times \text{当該科目の単位数}\right] \text{の総和}}{\text{総単位数（全科目の単位の合計）}}$$

２　養護教諭の資格基準では、GPAを適用することがある。GPAの計算は以下の計算式で行い、算出された数値の小数点第３位以下は切り捨てるものとする。

評定AA＝4点、A＝3点、B＝2点、C＝1点、F＝0点とする。

GPA＝｛(AA修得単位数合計×4）＋（A修得単位数合計×3）＋（B修得単位数合計×2）＋（C修得単位数合計×1）＋（F修得単位数合計×0)｝／　総単位数

（GPA 対象科目）

第４条本学履修規程に定める全ての授業科目とする。

２　前項の規程にかかわらず、次の授業科目については除外するものとする。

（1）　本学で修得した単位として「認定」された授業科目

（2）　第２条に定める「失格・放棄」とした授業科目

（GPA 基準）

第５条　学期 fGPA が基準値以下のものについては学科において個人面談（学業指導）の対象とする。面談対象者は経過を確認し、２学期続けて基準値以下となった場合は、学生本人との面談に加え、個人面談後に保護者に状況を報告し、希望があれば保護者との面談も実施する。

学期 fGPA 基準値	2.0

また、下記の場合も個人面談の対象とすることがある。

（1）　総合 fGPA から学期 fGPA が著しく下がった場合

（2）　学期 fGPA および総合 fGPA において基準値を算出する際に、平均取得単位数に比べ、著しく単位数が不足していると判断した場合

（3）　基準値に達してはいるが、面談が必要と認められた場　　合

２　資格課程において対象時期における成績が、それぞれの資格基準に達しない場合は、次にあげる授業科目を原則として履修できないものとする。

課程	資格基準	時期	履修できない授業科目	備考
教職課程	〔中学・高校・栄養〕 fGPA2.5 以上 〔養護〕 fGPA3.2 以上、 または fGPA3.1 以上、かつ 2 年次までに開講された「養護教諭コース専門科目」及び「教育の基礎的理解に関する科目」の GPA が 2.6 以上	2 年次終了時	介護等体験 教育実習 a・b 養護実習 学校栄養教育実習 教職実践演習	
保健師課程	希望者成績順位	3 年次前期 終了時	保健師選択コース科目	希望者のうち 上位 15 名

（成績評価の方法）

第３条 評価方法は、授業への取組状況（出席状況および報告・発表等の参加状況等）、学習記録、レポート、試験等の多様な要素の中からそれぞれの授業科目の形態、内容、目標にあわせできるだけ広い範囲から選択して行う。

（学習成果の反映）

第４条 レポートの課題設定や試験の内容に受講および受講のための学習準備を通じて得られた学習成果が適切に反映されるように努めるものとする。

（成績評価基準と方法の周知）

第５条 それぞれの授業科目の成績評価方法および基準についてはシラバスに明記するとともに、授業において到達目標とともに説明するものとする。

２　セミナー（ゼミ）等の演習や、実験・実習の評価については、前項に加えて成績評価の基準と方法を明瞭に説明することにより、本規程第２条第２号にかかわらず成果に応じた適切な成績評価を行うことができるものとする。

３　看護学科専門分野科目は学科において成績評価基準を定めることにより、本規程第 2 条第 2 項にかかわらず到達度評価を行うことができるものとする。

（授業科目間での成績評価基準・方法の調整）

第６条 外国語科目等の名称や性格を同じくする授業科目が複数開講される場合は、必要に応じて担当教員間で成績評価の基準や方法に差が生じないよう調整する。

（評価の記載）

第 10 条　成績評価の記載については下記の通りとする。

(1)　成績通知書に直近の「学期 fGPA」および「総合 fGPA」を記載する。

(2)　成績証明書には評価「AA・A・B・C・認定」ならびに GPA のみを記載し、F(不可)および失格・放棄については記載しないこととする。

（規程の改廃）

第 11 条　本規程の改廃については、学務委員会の議を経て教授会で審議し学長が決定する。

附　則　1

1　この規程は 2015 年 4 月 1 日から実施し、2015 年 4 月 1 日に在学しているものから適用する。ただし、評定区分および GPA 算出方法(fGPA)については 2015 年入学生から適用し、それ以前の学生については従前の 4 段階区分および GPA 算出方法とする。

2　この規程を施行するために必要な準備として第５条第１項 GPA 基準値による個人面談については 2014 年 7 月 1 日から実施し、2014 年度前期における学期 GPA から対象とする。

附　則　2

この規程は、2015 年（平成 27 年）4 月 1 日より施行する。

附　則　3

この規程は、2018 年（平成 30 年）4 月 1 日より施行する。

附　則　4

この規程は、2020 年（令和 2 年）4 月 1 日より施行する。

附　則　5

この規程は、2022 年（令和 4 年）4 月 1 日から施行する。

附　則　6

1　この規程は、2023 年（令和 5 年）4 月 1 日から施行する。

2　この規程を施行する際、2020 年度以前の入学生は、なお従前の規程による。